

調整給付金のご案内



定額減税とは？

令和6年分の所得税（令和6年中の所得）・
令和6年度の個人住民税（令和5年中の所得）
について以下の通り控除します。

納税者及び配偶者を含めた扶養親族1人につき

所得税

住民税

3万円 **1万円**

をそれぞれ税額より控除します。



対象者

所得税の場合

- 令和6年分の所得税の納税義務者（減税前）
で合計所得金額が1,805万円以下である者

住民税の場合

- 令和6年度の個人住民税所得割の納税義務者（減税前）で令和5年中の合計所得金額が1,805万円以下である者

扶養親族の適用例

対象の扶養親族

- 生計を一にする親族（配偶者を含む）のうち、
合計所得金額が48万円以下である者
(例) 給与収入が103万円以下
(給与以外の収入がある場合、合計所得金額が48万円以下)

16歳未満の扶養親族も対象に含めます。

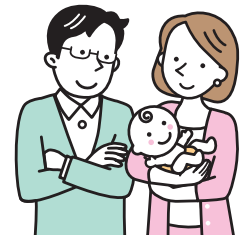
納税者 + 扶養親族2人の場合

所得税

$$3\text{万円} \times 3\text{人} = 9\text{万円}$$

住民税

$$1\text{万円} \times 3\text{人} = 3\text{万円}$$



※配偶者特別控除、専従者控除（専従配偶者・専従者）の方や
国内に住所のない方などは扶養親族に含めません。



定額減税しきれない場合 調整給付金が支給されます

(注) 令和5年中の所得状況に基づき、給付額を算定のうえ、宇和島市より支給されます。
令和6年分の所得税が令和5年分の所得税よりも減少した場合等には、令和6年分の
所得税の確定後に、給付金を追加で支給する場合があります。(追加給付)



●支給対象者・支給金額は…

① 所得税の定額減税可能額が令和6年分推計所得税額を上回る場合

所得税 定額減税可能額 減税額 3万円 × 本人含む扶養親族数	－	令和6年分の推計所得税額(減税前) ＝令和5年分の所得税額(実績)	=	① 所得税分 控除不足額
--	---	--------------------------------------	---	-----------------

① < 0 の場合は 0

② 個人住民税所得割の定額減税可能額が令和6年度個人住民税所得割額を上回る場合

個人住民税 定額減税可能額 減税額 1万円 × 本人含む扶養親族数	－	令和6年度 個人住民税 所得割額 (減税前)	=	② 個人住民税分 控除不足額
--	---	---------------------------	---	-------------------

② < 0 の場合は 0

① 所得税分 控除不足額	+	② 個人住民税分 控除不足額	→	調整給付金
-----------------	---	-------------------	---	-------

(注) ① 所得税 及び ② 個人住民税 所得割それぞれで定額減税しきれない額を算出し、両者を合算の上、1万円単位に切り上げた額が
給付額となります。



給付金の支給について

申請期限：令和6年10月31日(木)

7月末～

対象者に案内文書（確認書）送付



内容を確認後、以下のいずれかの方法で申請



申請後、2週間程度で振込

① 確認書による郵送申請



お手元に届いた確認書に必要な事項を記入し、同封の返送用封筒にて郵送して申請

申請には以下の2点の添付書類のコピーが必要です。確認書と同封の上、申請をお願いします。

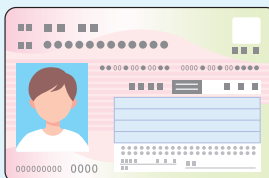
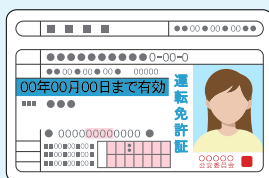
1. 本人確認書類（運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード（表面）、年金手帳、介護保険証、パスポートなどのいずれか1点のコピー）
2. 振込先金融機関口座確認書類（振込先口座の金融機関、支店、口座番号、口座名義人がわかる通帳やキャッシュカードなどのコピー）

② オンライン申請



スマホ等を使って、2次元コードを読み取り、お手元に届いた確認書に記載のIDを入力して申請

申請には以下の2点の添付書類が必要です。スマホやPC等で書類を撮影しデータをアップロードして申請してください。



1. 本人確認書類（運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード（表面）、年金手帳、介護保険証、パスポート等のいずれか1点）
2. 振込先金融機関口座確認書類（振込先口座の金融機関、支店、口座番号、口座名義人がわかる通帳やキャッシュカードなど）

マイナンバーカード認証の利用

推奨

ログイン時にマイナンバーカードを認証することで、本人確認書類の添付が不要となります。

ただし、「xID」アプリのダウンロードが必要です。

詳細は別紙参照



「定額減税しきれないと見込まれる方」への給付金（調整給付金）の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに国・愛媛県・宇和島市の職員などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署が警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。

また、愛媛県・宇和島市や国の機関を名乗るお心当たりのないメールが送られてきた場合、メールに記載されたURLにアクセスしたり、個人情報を入力したりせず、速やかに削除していただきますようお願いいたします。

お問い合わせ先

宇和島市役所 税務課 市民税係
「定額減税しきれないと見込まれる方」への給付金窓口

☎0895-24-1111（代表）

受付時間 8:30～17:15（土日祝、12/29～1/3を除く）

※詳しくは、宇和島市ウェブサイト、または給付金・定額減税一体措置をご覧ください

宇和島市定額減税

検索



宇和島市HP



内閣官房HP



国税庁HP